

○益田市地域協議会条例

平成16年10月22日

益田市条例第33号

改正 平成26年12月19日条例第41号

(設置)

第1条 新市の施策全般に関し、きめ細やかに住民の意見を反映していくため、旧美都町及び旧匹見町の区域ごとに、それぞれ美都地域協議会及び匹見地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項（定例的なもの）
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 地域協議会は、市長に対し当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、意見を述べることができる。

- (1) 新市建設計画の執行状況に関する事項（臨時的なもの）
- (2) 公共施設の設置及び管理運営に関する事項
- (3) 予算編成及び予算執行に関する事項
- (4) その他地域協議会が必要と認める事項

3 地域協議会は、総合支所との連携のもと、市長に対し次に掲げる事項について提言を行い、市長は、これを尊重するものとする。

- (1) 地域独自の事務事業及び地域に特に利害関係のある事務事業に関する事項
- (2) 総合支所ごとに執行する地域まちづくり予算に関する事項

4 市長及び地域協議会は、前3項に掲げる所掌事務に関し互いに誠意をもってこれに対応するものとする。

(組織)

第3条 地域協議会は、それぞれ委員10人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長)

第5条 地域協議会にそれぞれ会長を置き、市長が選任する。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、当該区域を所管する総合支所の地域振興を担当する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか地域協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(失効)

3 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成26年12月19日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。